



2020年7月6日

各 位

会社名 ボーソー油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 薫
(コード番号 2608 東証第二部)
問合せ先 常務取締役執行役員 市川 聡
(TEL. 047-433-5551)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年9月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年7月21日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2020年7月6日（月）
- (2) 基準日 2020年7月21日（火）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
<http://www.boso.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2020年5月14日付当社プレスリリース「昭和産業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、昭和産業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年5月14日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続きを実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の

定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所ならびに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、（i）本公開買付けが成立しない場合、または、（ii）本公開買付けの成立により公開買付け者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を所有することとなり、公開買付け者が、当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上